

独立行政法人 農林漁業信用基金

農林漁業者の
皆様のために



目次

contents

ご挨拶	2
信用基金の役割	3
農業信用保険業務	5
林業信用保証業務	7
漁業信用保険業務	9
農業保険関係業務	11
漁業災害補償関係業務	12
中期計画の概要	13
内部統制	14
組織の概要	15
相談窓口のご案内	16

ご挨拶

独立行政法人農林漁業信用基金は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化等農林水産政策の一環として、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

農林漁業信用基金は、農業信用基金協会・漁業信用基金協会が行う農業・漁業の経営等に必要な借入金の債務保証について保険を行うとともに、林業の経営等に必要な借入金について直接債務保証を引き受ける業務を行っています。また、災害が発生した際に、農業・漁業を営む皆様への共済金の支払が円滑に行われるよう、農業共済団体・漁業共済団体への貸付けの業務を行っています。

農林漁業信用基金においては、平成30年4月から、5年間の中期目標期間が新たに始まりました。融資機関等に対する保証・保険制度の普及推進・利用促進、適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、貸付業務の適正な実施など、更なる業務の質の向上に取り組んでまいります。また、業務運営の効率化や財務内容の改善に積極的に取り組むとともに、ガバナンスの高度化や情報セキュリティ対策にも適切に対応してまいります。

農林漁業信用基金の使命の実現に向けて、国の政策の展開や経済情勢の変化を踏まえつつ、国民の皆様の期待に沿った質の高いサービスが提供できるよう、役職員一丸となって精励してまいる所存です。御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長

今井 敏



信用基金の役割

独立行政法人農林漁業信用基金は、
農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、
農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、
農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

1. 保証・保険業務

農林漁業は、国の施策において、持続的かつ健全な発展を図ることとされている重要な産業であり、その経営においては、機械や生産資材の購入、施設・設備の導入等から運転資金に至るまで、経営の態様や発展段階に応じて、多種多様な資金ニーズがあります。一方、農林漁業経営は天候などの自然条件に左右されることや、投資回収の期間が一般に長いなどの特徴があることから、他の産業とは異なる融資上のリスクがあります。

信用保証保険制度は、こうした農林漁業融資に特有のリスクを軽減する公的な信用補完制度です。

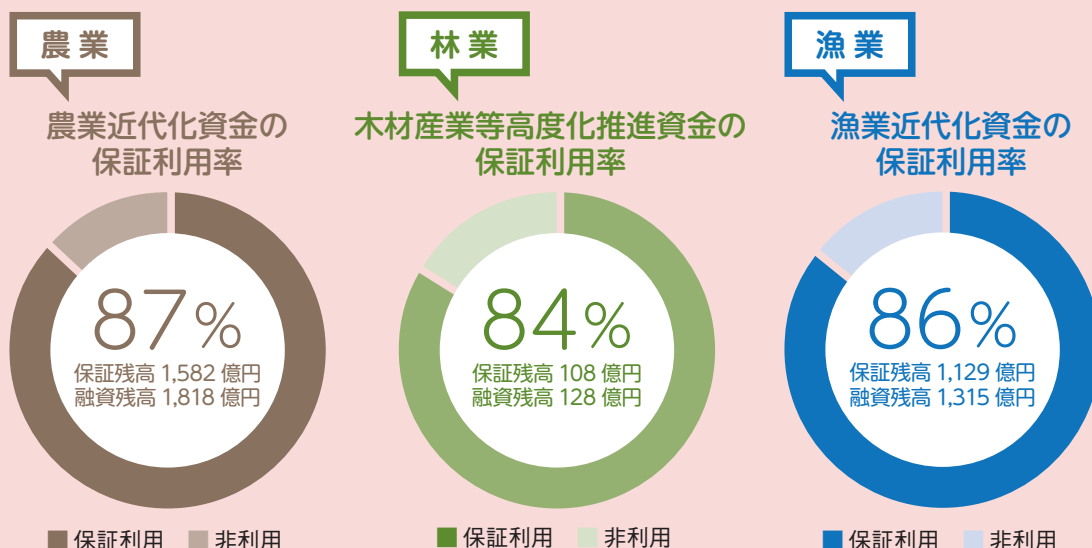
信用基金は、農業・林業・漁業の信用保証保険制度の運用を通じて農林漁業者のみなさまの経営をサポートします。

2. 貸付業務等

信用基金は、農業信用基金協会・漁業信用基金協会、都道府県、農業共済組合・漁業共済組合等が事業や制度の安定的な運用に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な実施を担保しています。

保証・保険業務

保証保険制度を通じ、制度資金をはじめとした
農林漁業者の資金調達を支えています。



(注1) 保証利用率とは、保証残高を融資残高で除したものです。

(注2) 農業近代化資金融資残高は、(株)農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」によります(平成30年12月末現在)。

農業信用保証残高は、信用基金のデータによります(平成30年12月末現在)。

(注3) 木材産業等高度化推進資金融資残高は、林野庁調べによります(平成31年3月末現在)。林業信用保証残高は、信用基金のデータによります(平成31年3月末現在)。

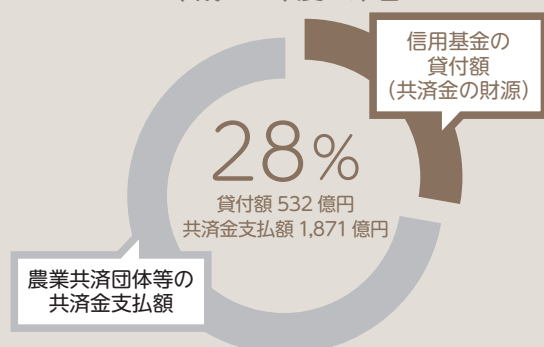
(注4) 漁業近代化資金融資残高は、水産庁調べによります(平成30年12月末現在)。漁業信用保証残高は、(一社)漁業信用基金中央会調べによります(平成31年3月末現在)。

貸付業務等

災害発生等により、緊急多額の共済金の支払が発生した際に、
共済団体に対して迅速かつ低利に貸付けを行っています。

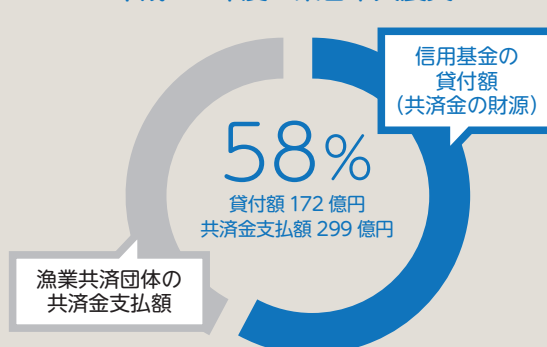
農業保険関係業務

平成15年度 冷害



漁業災害補償関係業務

平成23年度 東日本大震災



(注1) 平成15年度の農業共済団体等の共済金支払額は、農林水産省調べによります。

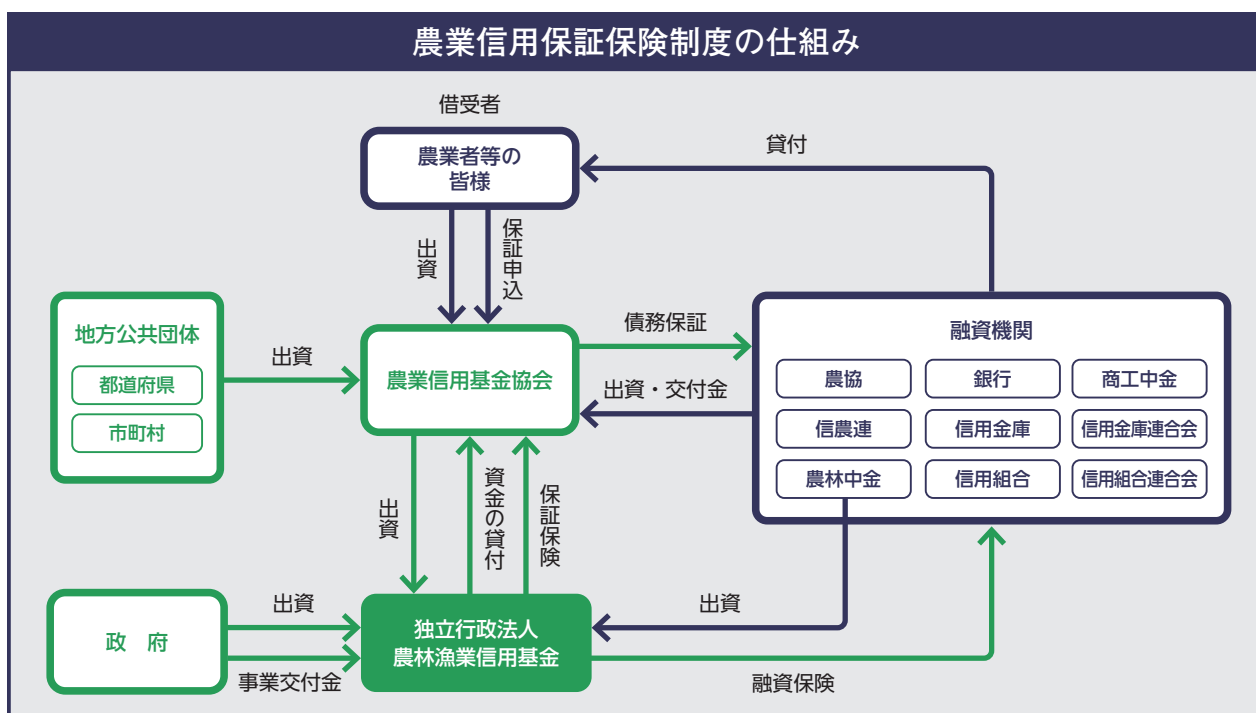
(注2) 平成23年度の漁業共済団体の共済金支払額は、全国漁業共済組合連合会調べによります。

農業信用保険業務

農業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、農業信用基金協会(※)が、借入債務を保証することにより信用力を補完し、お借入れを容易にしています。

信用基金は、農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

また、これらの保険業務のほか、農業信用基金協会に対して、代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。



(※) 農業信用基金協会とは、農業信用保証保険法に基づき、農業等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行っている法人です。

▶ 利用対象者

農業者等の皆様

農業者等とは、農業信用保証保険法に定める次の方々です。

- ① 農業を営む方及び農業に従事する方(個人、法人、任意団体のいずれも該当します)
- ② 農協、農業協同組合連合会
- ③ 農事組合法人
- ④ ①、②の方が組織する法人等

▶ 対象資金

- ・ 農業用建構築物や農業用機械器具の改良、造成又は取得に必要な資金
- ・ 農地等の取得、造成又は改良に必要な資金
- ・ 家畜等の購入又は育成、果樹等の植栽又は育成に必要な資金
- ・ 農産物の処理加工又は流通販売に必要な資金
- ・ 肥料、飼料、営農用備品等の購入、雇用労賃等に必要な資金
- ・ 農業経営の維持継続に必要な資金
- ・ 農業者の資産、技術等を活用して行う事業又は生活に必要な資金

▶対象融資機関

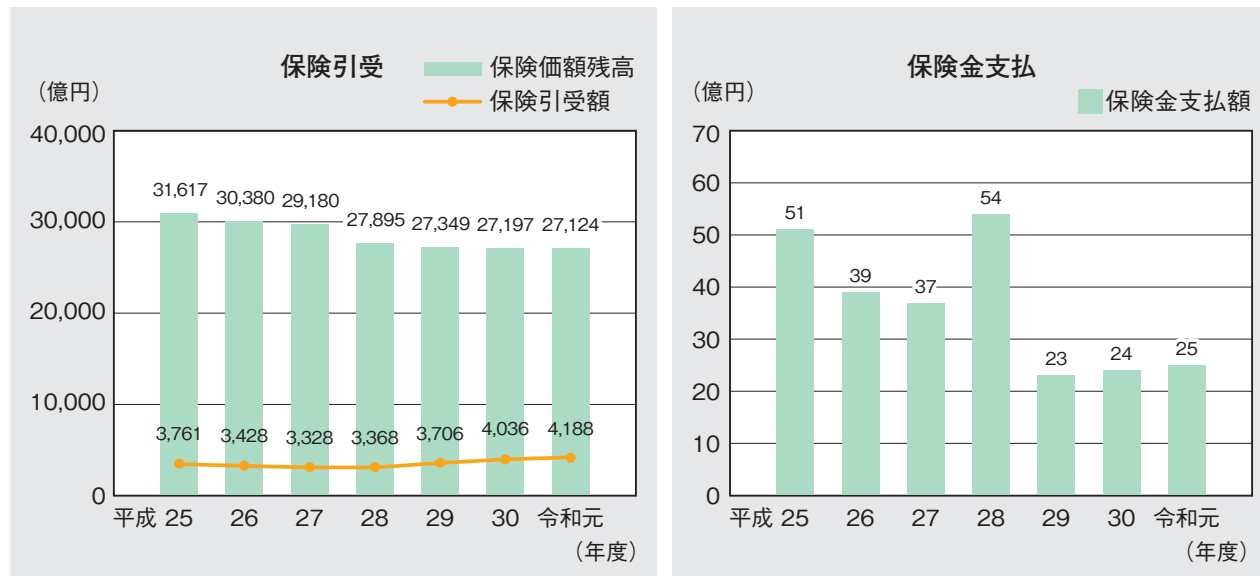
農協、信農連、農林中金、銀行、商工中金、信用金庫、信用組合等

▶保証料率(※)

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 農業近代化資金及び農業改良資金 | 年 1.00%以内 |
| ② 青年等就農資金 | 年 0.50%以内 |
| ③ ①及び②を除く特定資金 | 年 2.00%以内 |
| ④ 特定資金以外の資金(プロパー資金) | 年 2.00%以内 |

(※) 保証料率は資金毎等に異なりますので、詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

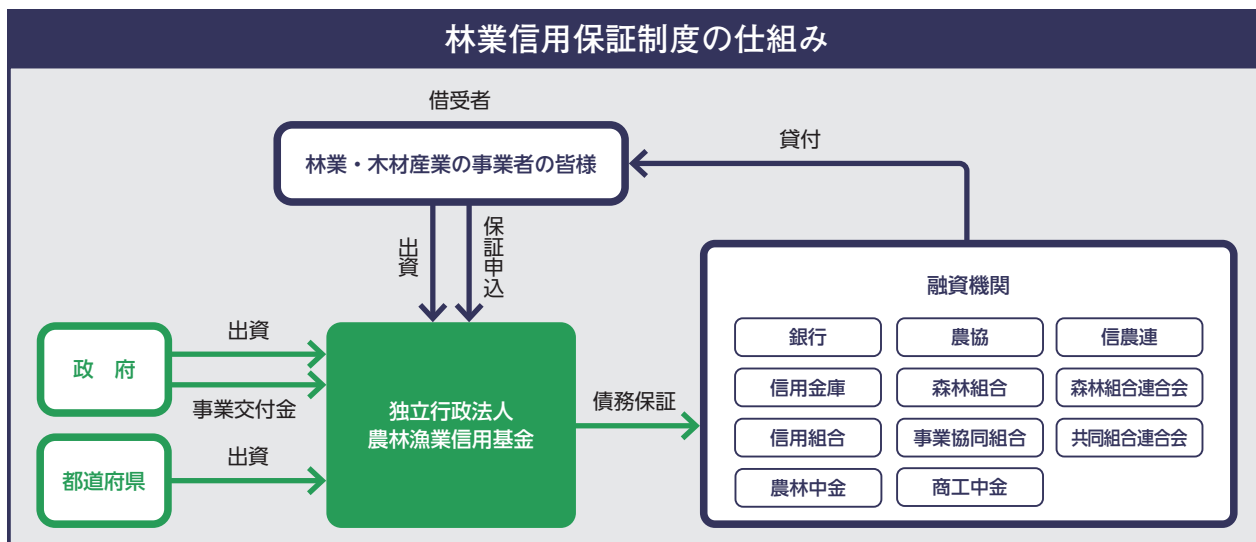
▶業務実績





林業信用保証業務

信用基金は、林業・木材産業の事業者の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、その借入債務を保証することによって信用力を補完し、資金調達を円滑にしています。



▶ 利用対象者

林業・木材産業の事業者の皆様

林業・木材産業の事業者とは、次の方々です。

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金法に定める、
 - ① 林業（木材・木製品製造業を含みます。）を営む方（会社にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が300人以下のものに限ります。）
 - ② 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む方が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会
- (2) 林業・木材産業改善資金助成法又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に定める、
 - ① 森林組合又は森林組合連合会で、木材卸売業を営む方又は市場開設者（以下、次の②において「木材卸売業者等」といいます。）
 - ② 木材卸売業者等（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人以下の会社若しくは個人に限ります。）
 - ③ ①、②の方が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合
- (3) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に定める、
 - ① 森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者（以下、次の②及び③において「木材卸売業者等」といいます。）
 - ② 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が100人以下の会社及び個人に限ります。）又は木材製品利用事業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が300人以下の会社及び個人に限ります。）が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合
 - ③ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

▶ 対象資金

・ 設備資金

⇒事務所や工場、土場などの土地・建物、生産・加工機械や林業機械、輸送運搬車両などの改良、造成又は取得のために必要な資金

・ 運転資金

⇒苗木や立木、原材料、資材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの支払いのために必要な資金

▶対象融資機関

銀行、農林中金、商工中金、信用金庫、信用組合等

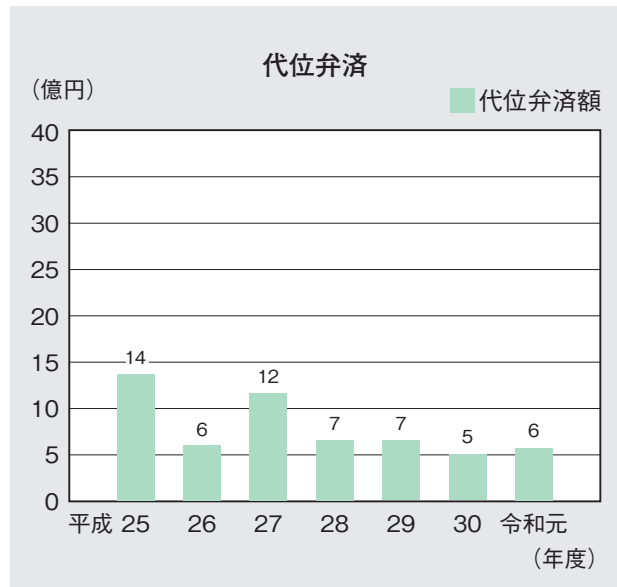
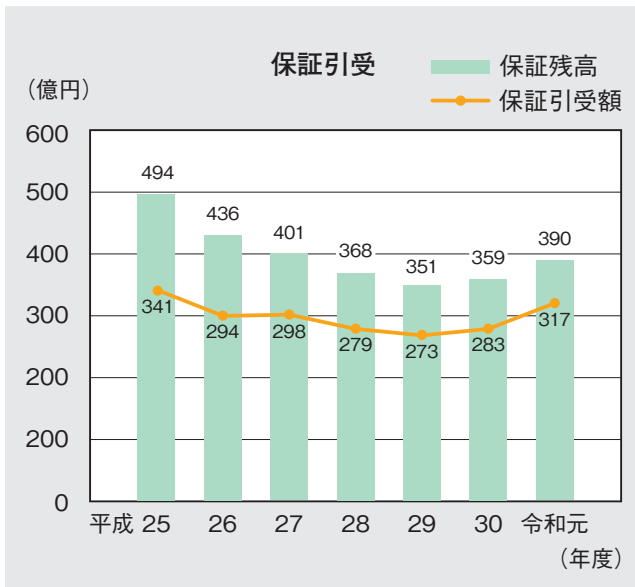
▶保証料率(※)

- ① 一般資金 年 0.20 ～ 1.80%
- ② 制度資金 年 0.10 ～ 1.35%

(※) 利用される方の財務内容等により保証料率が異なります。

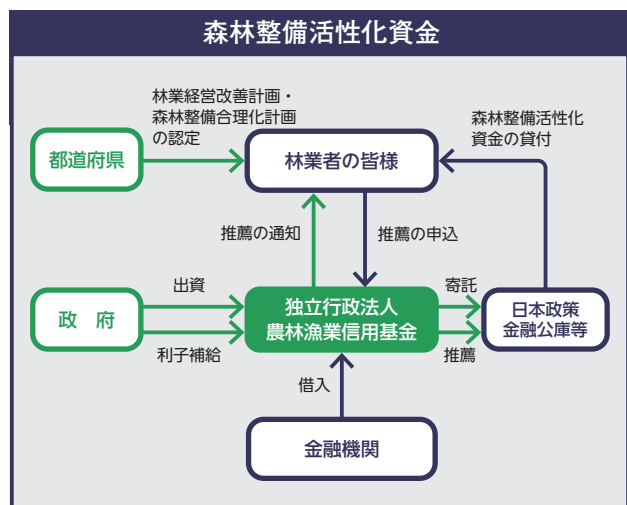
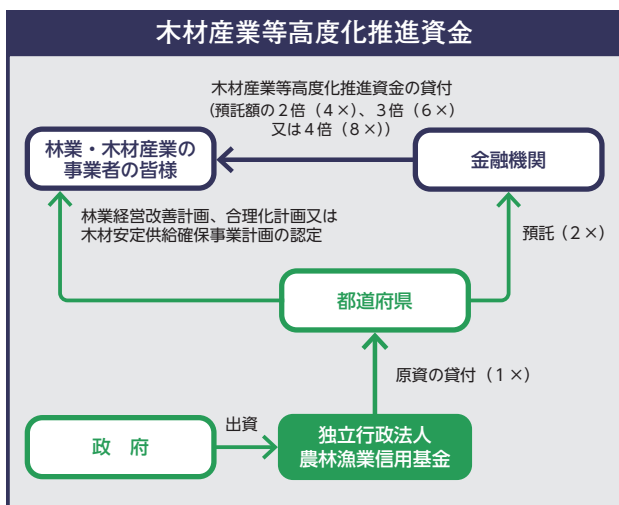


▶業務実績



貸付・寄託業務

信用基金は、木材産業等高度化推進資金の貸付けに必要な原資を都道府県と協調し、民間融資機関に供給する貸付業務を行っています。また、森林整備活性化資金の貸付けに必要な原資を日本政策金融公庫等に寄託する寄託業務も行っています。これらを通じ、制度資金の利子水準を低く保つことで、林業・木材産業の発展を支えています。

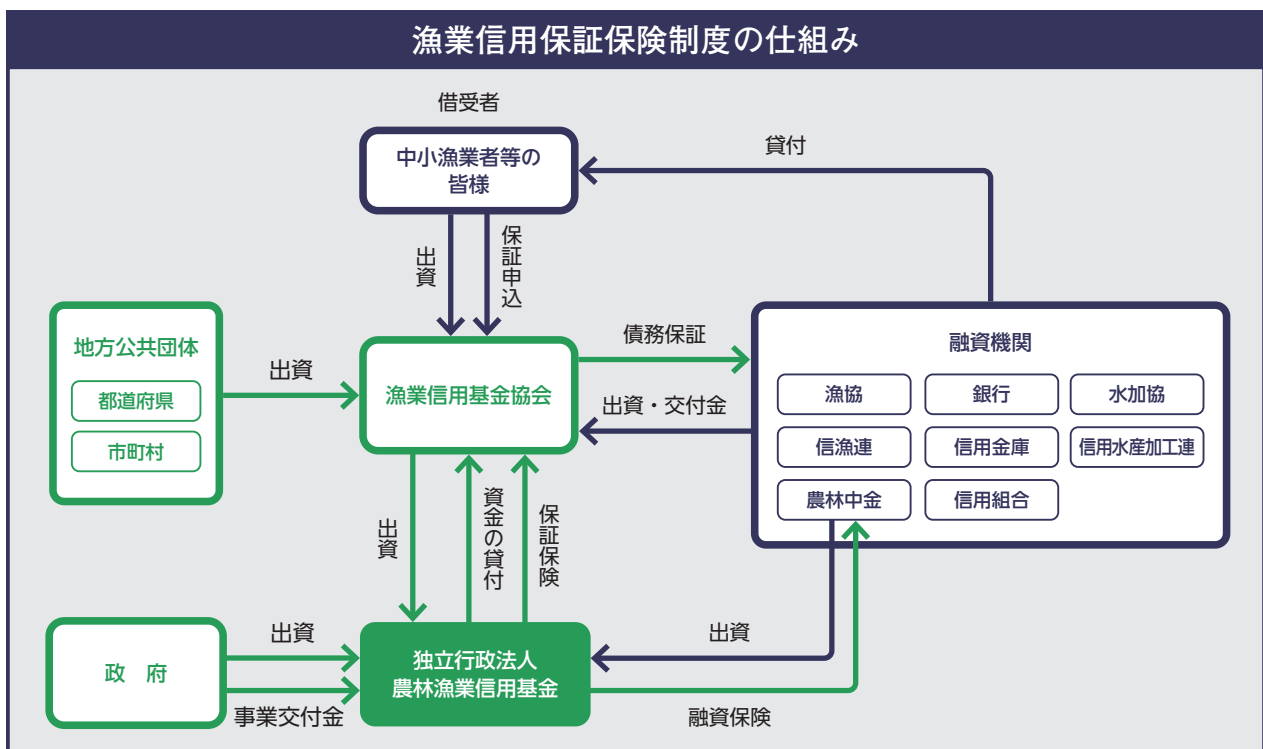


このほか、森林経営管理法に基づき、市町村から経営管理実施権の設定を受け、森林の経営管理を行う林業経営者に対して、経営の改善発達に係る助言等を行います。

中小漁業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、漁業信用基金協会（※）が、借入債務を保証することによって信用力を補完し、お借入れを容易にしています。

信用基金は、漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

また、これらの保険業務のほか、漁業信用基金協会に対して、代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。



（※）漁業信用基金協会とは、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行っている法人です。

▶ 利用対象者

中小漁業者等の皆様

中小漁業者等とは、中小漁業融資保証法に定める次の方々です。

- ① 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
- ② 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- ③ 水産加工業を営む個人
- ④ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又は資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- ⑤ 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除く）
- ⑥ 水産振興法人、協同会社、任意団体

▶ 対象資金

・ 設備資金

⇒ 漁船の建造、取得又は修理、漁船機関・機器・漁網綱・水産増養殖施設の取得又は修理等に必